

松戸市教育委員会会議録

平成27年6月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 27 年 6 月定例

開 会	平成27年6月18日(木) 14時00分	閉 会	平成27年6月18日(木) 15時24分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 松田 素行	○
	教育長職務代理者 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 27 年 6 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21		
2	学校教育部 部長	山口 明	22		
3	” 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	” 課長補佐	加藤 将秀	25		
6	” 主幹	大西 真	26		
7	” 主査	藤中 孝一	27		
8	” 主査	橋本 欣之	28		
9	” 主事	伊藤 翔	29		
10	” 再任用	堀切 芳夫	30		
11	学務課 課長	久保木 晃一	31		
12	” 専門監	渡部 光洋	32		
13	” 課長補佐	鈴木 敏雄	33		
14	保健体育課 課長	浅井 康正	34		
15	” 課長補佐	松丸 司	35		
16	” 主事	岡村 洋佑	36		
17	” 主事	保坂 菜乃子	37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成27年6月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成27年6月18日(木) 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第14号

松戸市学区審議会委員の委嘱について (学務課)

② 議案第15号

松戸市教育功労者表彰について (学務課)

③ 議案第16号

松戸学童災害共済審査会委員の委嘱について (保健体育課)

④ 議案第17号

松戸市教育功労者表彰について (保健体育課)

4 その他

教育長 では、そろいましたので始めさせていただきます。

◎傍聴の報告

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し入れがあります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成27年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いします。

山田委員 はい。

教育長 よろしくお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件となっております。

ここからの議事進行は、關教育長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 かしこまりました。

◎議案第14号

教育長職務代理者 それでは、日程に従い議事を進めさせていただきます。

最初に議案第14号です。「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
ご説明願います。

学務課長 議案第14号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

松戸市学区審議会委員の任期が、平成27年7月1日をもって満了いたします。松戸市学区審議会条例第2条の規定により、次のページでございますように、新任6名、再任14名、計20名を学区審議会委員として委嘱することを提案いたします。

なお、任期につきましては、平成27年7月2日から平成29年7月1日となります。
以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第14号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

市場委員 1つだけよろしいですか。

教育長職務代理者 市場委員、どうぞ。

市場委員 不勉強なだけかもしれませんが、学区審議会というものの活動の内容を、ちょっと教えていただきたいと思います。具体的にどういうことを議論されて、どの程度開催されているのか。

学務課長 最近であれば、新設の小学校の新しい学区の線引きというんでしょうか、そのことについてご審議をいただきまして、この学区が適切であろうということをごちからから諮問いたしまして答申をいただいたものでございます。

市場委員 そのままのとおり学区を審議するところということではよろしいですか。

学務課長 学区を審議していただきます。

教育長職務代理者 学務課長、市場委員は、どのくらい開催されているかということも質問されましたので、その辺も説明してください。

学務課長 学区の変更が必要になったときに、その都度行っておりますので、昨年度であれば新しい学区のことで2回ですか、2回開催をしております。

例年、1回から2回程度の開催かなと考えております。

市場委員 ありがとうございます。

松田委員 教えてください。新しい学校の関係者または、その地域の方は、この中にどなたか入っていらっしゃいますでしょうか。

学務課長 新しい学校の学区でありますと、東部地区の地区長さんが入っております。
以上でございます。

松田委員 次の議案とも関係するものですから教えていただいたのですが、学区審議会の委員が、通学区の安全確保のために学区の変更決定に努めた功績ということで、次の議題で表彰されることになっています。それほど重いものを背負うわけです。とりわけ新しい学校の通学区域については、特段の配慮を持って当たらなければいけないと思いますので、住民の意見が反映されるような、あるいは、その地域の方の声が聞き出せるような、そういうシステムであってほしいと思っています。

住民の方が入っていれば、安心いたしました。ありがとうございました。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

私からお伺いしますが、学区審議会の委員は20名の方がいらっしゃる。今回6人が改正し、新しくかわっていただきます。そこで質問ですが、特に1号委員、2号委員、3号委員についてはわかるんですが、4号委員の身分については地区長だけで、どんな職業かというのは全然わかりません。それも含めて、新しくかわる人の説明を簡単をお願いします。

学務課長 地区長の職業について、何であるかは把握してございません。

教育長職務代理者 そうですか。

学務課長 新しくかわる2号委員につきましては、校長会の代表ということで小学校の校長会長、それから中学の校長会長でございます。

それから、4号委員の地区長につきましては、その地区で新しく地区長が選任されておりますから、その方々が今回学区審議委員としております。

教育長職務代理者 何とお読みしたらいいかわかりますか。

学務課長 失礼しました。明第一地区が後閑淳一様。

教育長職務代理者 ゴカンとお読みするんですか。

学務課長 はい。それから、五香松飛台地区が菊池和美様、六実六高台地区が早乙女幸三様、小金原地区が森恭二様でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

なかなか読めない字だったもんですからね。

ほかに何か。

松田委員 すみません。

前回指摘させたことと、整合をとらなければいけないと思いますので、あえて提案申し上げます。在任期間のところですけども、新任の場合は空欄になっています。この後の資料全部に関連するんですが、空欄にするのか、横線を引いたりするのかということです。1期目、2期目、3期目という目を入れるのであれば、当然ここは1期目ということが書いてなければいけないと思いますので、前回は指摘させていただきましたが、目を入れていただきますように、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 これは、この資料をおつくりになる事務局のお仕事でしょうから、教育企画課長にお話ししていただきましょう。

教育企画課長 たびたびのご指摘で恐縮ではございますが、皆様方に議案として取りまとめをする際に、きちんと審査をいたしまして統一を図っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ということは、1期目を入れるということで、よろしゅうございますね。

教育企画課長 はい。

教育長職務代理者 議事録を校正する際に、議事録を読み直していると、よくわかるんです。松田委員、たしかこの前もそのことを指摘されました。

そういう意味で、全員に、何期目という表記を入れていただいた方がわかりやすいと思います。そうすると、最初の方は1期目ということになります。松田委員、それでよろしいですか。

松田委員 そうですね、はい。1期目です。

教育長職務代理者 ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、議案第14号につきましては質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第15号

教育長職務代理者 続いて、議案第15号です。「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」、ご説明いたします。

松戸市学区審議会委員の任期が平成27年7月1日をもって満了したことに伴い、このたび、井上一委員と木村正男委員が退任されます。

井上一委員は平成21年7月2日から平成27年7月1日までの3期6年にわたり、また、木村正男委員は平成17年7月2日から平成27年7月1日までの5期10年にわたり、学区審議会委員として適切な学区の審議を行っていただきました。その功績は大変大きなものがございます。よって、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定により、感謝の意をあらわすため感謝状を贈呈したいと考えております。

よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。

先ほどの議案に関連する教育功労者の表彰です。ただいまのご説明で明らかなのでしょうけれども、井上委員、木村委員については、住所が書いてあるので推測せよということでしょうか。つまり井上委員は、六実六高台地区の地区長を、木村委員は、小金原地区の地区長をやっておられた、という理解でいいんですか。

学務課長 失礼いたしました。そのとおりでございます。

井上一委員は六実2丁目の町会長をしていただいております。それで地区長を、六実地区連合町会の会長でございます。

それから、同じく木村委員は小金原の連合町会の会長さんということでございました。

教育長職務代理者 ちょっとお持ちください。

それで、かえって疑問が出てきました。ここの役職では、小金原地区長とか、六実六高台地区長という肩書きがあります。ただいまのご説明では、連合会会長という言葉が出てきました。それから、六実では、六実2丁目町会長というようなこともおっしゃった。

その辺我々は、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

学務課長 失礼しました。

町会長、連合会長なんですけれども、その地区の代表ということで地区長と推薦されておりますので。

教育長職務代理者 町会長が……。

学務課長 そうです。町会長でもあり、連合会長でもあるということですね。

教育長職務代理者 山田委員や市場委員のように松戸っ子であればすぐわかるんですが、他市等から来ると、よくわかりませんので、もうちょっとわかりやすく説明していただけますか。

ここには地区長とあります。どちらの名称が正式なんですか。

生涯学習部長 答えさせていただきます。

こちらのほうに記載しております役職でございますが、こちらは、一応地区長でよろしいと思います。

といいますのは、それぞれの、例えば小金原地区には大勢の町会長さんもいれば、市政協力委員の方もたくさんいらっしゃいます。その、小金原地区の一番上のトップということで地区長という形で、これが正式でよろしいかと思えます。

教育長職務代理者 そうすると、先ほどのご説明で、この表彰される井上さんは、六実地区長なのか六実六高台地区長なのかどちらが正しいんですか。

生涯学習部長 確かに、六実は今、今回2つに、五香六実と六実って2つに分かれております。以前は六実地区1つでございました。六実の地区長でございました。今年になりまして六実が2つに分かれまして、五香松飛台地区と六実六高台という形で、2つにちょっと分離されたものですから、五香松飛台地区長、六実六高台地区長と。

井上さんにつきましては六実地区長でございましたので、これで正式でございますので。

教育長職務代理者 学務課長、これでよくわかりました。

そうすると、今回新しく就任された菊池さんと早乙女さんは、2つに分かれたそれぞれの地区の代表として参加されているということになりますね。

それで、よくわかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか、表彰の件ですが。

山田委員 表彰の内容につきましては、何ら異論ございません。長年のご労苦に感謝をさせていただきますと思います。

今ほどのお話もありましたように、地区長というものがこの役割を、学区審議会を担うということは、ずっとこれをお願いをしてきて、長年、一番長い方でいうと11期ということですから、20年以上既にお願いをしているということで、地区長の方をお願いをする役割として、恐らくほかにかわる者はないということだろうと思えます。

ただ、一方で……。

教育長職務代理者 山田委員、ちょっと途中で口を挟んでごめんなさいね。

それは、議案14号についてのご意見ですか、それとも15号についてですか。

山田委員 ごめんなさい。さっき言えばよかったのかもしれませんが。

ただ、14号じゃなくて15号についてのことで、これで、例えば、今回感謝状を出す方と出さない方が新任のところでも差があるとして、今の五香のところは分かれたから、ここは、新任のところでも、要は前任がいなかったというところで、人数の差がここにあるのは、恐らく年数を務められた差があるんだろうというふうにも推測して、そういったことは以前ちょっと教えていただいたような気がするんですけども、学区審議会として大変ご苦勞を重ねてこられる中で、地区長以外の方が担ったという実績がないのかなということ、ご質問したいなというふうに思います。

といいますのは、自治会の方が一生懸命道路に立って学区の安全を守っていただいたりということをしている方がたくさんいらっしゃいますので、そういったことを一番熟知されているのが地区長さんというのは、これは、一つよくわかるんですが、一方で、世代とするとかなり保護者の年代とは違いますので、そういった例があるのかどうかということ、教えていただければというふうに思います。

学務課長 4号委員につきましては、地区長以外の者というのは、ちょっと私も思い当たらないんですけども、地区長をもって当てていたような思いがあります、気がします。

以上でございます。

山田委員 地区長さんとしてのご経験と、それから、この学区審議会としてのご経験が、ご苦勞が、本当にご苦勞さまだと思うんですが、ぜひそこで、各地区において学区審議会の、特に、例えばこういう新しい学校ができるときなんか、またよい議論が引き継がれますようなことが地区の中で行われることを、学区審議会の運営の中でしていただければなというようなことを思いますし、当事者の世代といいますか、の方に、またどんどん新しく若返っていくといいなと思いつつながら、地区長という役割はそう簡単ではないので、難しいなと思いつつながら質問させていただきました。

すみません。感想のようなものですが、ありがとうございます。

教育長職務代理者 やっぱり、議案14号に関係しますね。

山田委員 はい、関係します。

教育長職務代理者 ということですので、そういうご意見があるということをお考えになっていただいて、この学区審議会に教育委員からこういう意見があったということをお伝えくだ

さい。

ほかにいかがでしょうか。

確認ですが、最後に、これで松戸市の学区については、ほぼ全員の地区長さんが入っておられるという理解でよろしいですね。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第15号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第15号につきましては、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第16号

教育長職務代理者 次に、議案第16号です。「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いします。

保健体育課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第16号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」、説明させていただきます。

資料の7ページをごらんください。

提案理由は、人事異動等に伴って後任の松戸市学童災害共済審査会委員を委嘱するためでございます。

資料の8ページの松戸市学童災害共済審査会委員名簿をごらんください。

松戸市学童災害共済審査会委員の任期につきましては、松戸市学童災害共済条例施行規則第9条第1項により、昨年の6月15日から2年間となっております。今回は、人事異動等によりお二人の委員が任期途中で交代されました。よって、新委員の任期につきましては、同項ただし書きにより前任者の残任期間となります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第16号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

お願いします。

武田委員 この審査委員会の内容について教えていただきたいのと、ちょっと不思議に思ったのが、学童というと小学校なのかなと思うところで、中学校長というのが出てくるのはなぜなのかなというのがちょっと気になりまして、教えていただければありがたいです。

保健体育課長 2点の質問をいただきました。

まず、この審査内容ですが、主に収支決算のほうをしております。規則のほうにもあるんですが、簡単に言いますと、この学童災害というのは、小中学生が入って、いわゆる学校管理下外のところで傷病があったときに見舞金を払うというシステムのものでございます。この見舞金につきましては、今申しましたように収支決算が中心に審議をしているんですけども、規則の中に、もしその見舞金について不服等があった場合は、新たに審査会を招集して審査をいただくということでございます。

それから学童、今委員おっしゃったように、確かに学童というと、厳密に言うと小学生が入ってくるんですけども、これは、内容上小中学生を対象としておりまして、中学生も学校の管理下以外で、例えば、遊んでいてけがしちゃったとか、そういうときには見舞金の対象になっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 武田委員、それでよろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 まだ腑に落ちませんか。

武田委員 いえ、大丈夫です。

教育長職務代理者 そうですか。

保健体育課長、その意味で、この共済の正式な名称、及び、そこで扱っている対象者、これをおっしゃっていただけますか。そうすると、この学童ということがもう少しはっきりすると思いますけれども。

保健体育課長 対象ですけれども、松戸市に在住している小中学生が対象でございます。ただし、在住しているということは、松戸市内の小中学校に通っている子供ももちろん含まれますが、松戸市に在住していて私立の学校に通っている小中学生も、ここには該当してまいります。

以上でございます。よろしいでしょうか。

教育長職務代理者 この共済の正式な名前は、何ていうんですか。

保健体育課長 共済の正式な名前は、松戸市学童災害共済でございます。

教育長職務代理者 したがって、その言葉に従って、ここで今、学童という言葉を使っているという意味です。その学童は、解釈として、小学生、中学生を対象とするということになります。

武田委員、それでよろしゅうございますか。

武田委員が腑に落ちないという意味は、年間どのくらいの共済事故があつて、どのくらいの救済があるかというようなことも、もう少しお話ししていただけるとありがたいなという意味です。

保健体育課長 わかりました。

じゃ、おくれませながら。

教育長職務代理者 はい、お願いします。

保健体育課長 まず、学童災害の共済の申請数なんですけど、これにつきましては年々、若干なんですけど減っている傾向です。これは、事故が減ったとかけかが減ったということではございません。そうするとありがたいんですけども、実は、市の中に子ども医療費助成制度というのがありまして、こちらを利用する方がふえているというのが、私たちの推測でございます。正式には、まだデータは出していないんですけど、そちらのほうがちょっと利便性が高いということで、保護者の方もそちらを使っておるということです。

あわせて、申請数が少しずつ減っていますので、支出額も少しずつ減ってきております。

申請数は、平成23年が590件、24年が588件、25年が517件、26年度が456件でございます。

それに伴って、支出額も減ってきております。23年が1,095万、24年が1,098万、これはちょっとふえました。25年が998万、26年が857万となっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 どうもありがとうございました。

武田委員 これは、質問に当たるわけではないんですけども、保健体育課長さんが使い勝手が悪いというふうにおっしゃっていたところが、実は私も、姪っ子にかかわって実際にそう思った経験があつて、ちょっと気になったところなんです。1つには、保健科の先生が同行して病院に行かなければいけない部分とかもあつたりしますよね。あれは、保護者にとっても結構負担だったりもするんですよ、実は。

ああいうところは、改善の余地というのはないのかなというのが、保護者が同行しなければいけないということがあつて、だんだん子供に対するケアがすごく重点を置かれている分、

何となく過剰にというか、そういう部分、1人の子供が病院に行くのに、保護者に当たる人間が来ていれば、報告でいいんじゃないかと思うにもかかわらず、保健科の先生も同行じゃなければいけないと言われたときに、ちょっと腑に落ちなかったというのが実はありました。そのときに、姉がやはり保健体育課長がおっしゃっていたもう一方の制度のほうが非常に使い勝手がよく、経済的には余り変わらないので、そっちを利用したかったというふうに、後で文句を言われたという経緯がありました。せっかくある制度であれば、もうちょっと有効的な形というのをとれたほうが、このように順調に申請数が下がっているというのに、何らかの問題点というのを、せっかくこういう審議会があるのであれば、一度考えてみるというのはどうでしょうか。

保健体育課長 貴重なご意見ありがとうございました。

委員おっしゃるとおり、やっぱりこれが、数字的にけがが減っていればうれしい話なんですけれども、そうではないというところに理由がありますので、課としてもちょっと検討させていただきたいなと思います。

教育長職務代理者 それでよろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 もう一つの制度、何助成制度でしたか。

保健体育課長 子ども医療費助成制度。

教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

山田委員、よろしいですか。

山田委員 確認ですけれども、今の、同行が必要なんですか。

保健体育課長 システムの中で、保護者等の同行が必要であるという文句は今のところ見当たらないんですけれども、ただ、養護教諭が、この申請をするときに、事情説明とか、書類を提出するというのが、通常の例でございます。

今、保健科の先生、例えば養護教諭だと思うんですけれども、学校の、ということです。

武田委員 養護教諭だったんですか。それは、私の記憶違いかも。

保健体育課長 もう一つ言わせていただけると、これ、償還払いなんです。立てかえて、後で書類を用意して、後でお金がおりということ。

ところが、もう一つの、一方の子ども医療費助成制度というのは、受給券を出せば、200円払うだけで全て済んじゃうんです。だから、1回で終わっちゃうんです。それが、ちょっと使い勝手という言葉で表現させていただいたんですけれども、そういう意味で、こっち

の制度のほうの見直しというか、システムのことは検討していきたいなと思います。

以上でございます。

武田委員 さっき申し上げた事例というのが、うちの姪っ子が学校の中でドッジボールか何かで、目にほかの生徒の指が入ってけがをしたかもしれない……間違っていますか、私。

保健体育課長 すみません、話の途中でよろしいですか。

武田委員 はい、いいです。

保健体育課長 委員おっしゃっているのは、おそらくスポ振というのがありまして、日本スポーツ振興センター法に基づいて災害給付をする制度がもう一つあるんです。こちらは、学校の管理下、いわゆる教育課程内で起きた傷病に対して給付をするものです。

今回私のほうでご説明していたのは、この学校の管理下以外のところの見舞金を出すのが学童災害、主にそういうすみ分けをしております。

多分、委員さんおっしゃったのはスポ振のほうのことかなと思います。だから、養護教諭が多分行ったんだと思います。

武田委員 すみません。

保健体育課長 よろしいでしょうか。

2つありまして、学校管理下と学校管理下外があります。

武田委員 このときも、やはり姉が、もう一個の助成制度のほうが使い勝手がいいと、やっぱり言ったんですよね。すごく手厚いけれども、どっちがいいんだというところで、せっかくある制度をもうちょっと有効利用できたほうがいいですよ。

このときに、柿ノ木台小学校って結構大きい学校じゃないですか。その中で、養護の先生がいなくなっている時間が、結局眼科があくまで待って一緒にという、3時間余り不在しているんですよ。どうなのかなと、私1人でも全然問題ないのに、後で報告すれば問題ないのと思ったんですけれども、一応だめだということだったんですよ。だから、もうちょっと柔軟な方法はだめなのかなと一般的な考え方としては思う一方で、学校の先生としてはそうではないのかなというところを、もうちょっと何か方法があるのではないか。その不在時間に対する不安感のほうが、むしろどうなんだろうと。在任している先生が2人、3人、必ずしも大きい学校でなければ1人しかいないところもあるでしょうから、ちょっと一考あってもいいかなと思います。

学童災害共済と違って、ごめんなさい、間違えていました。

保健体育課長 非常に、学校を思っただけの大切な意見ありがとうございました。

そのとおりだと思います。ですので、このシステムにつきましては、やっぱり今後検討していかなければいけない。それで、子ども医療費助成制度と、この学校管理下で起きた傷病に対する災害給付の日本スポーツ振興センター法のスポ振といわれるものなんですけれども、基本的に優先順位がありまして、学校管理下で起きたものはスポ振で対応するというようになっております。

ただ、委員さんご案内のとおり、ちょっと使い勝手とかそういうものが、どうしても医療費助成のほうが使われてしまうということが、現実としてあります。

ありがとうございました。

武田委員 ありがとうございました。

市場委員 今の武田委員の話に乗っかるような話ですけれども、子供の200円で済むというのは、それは、医療費はそれでいいよという話ですよ。

さっきから言っているスポ振だとか松戸市学童災害というのは、見舞金という言い方をされましたけれども、それは、だから、その見舞金と医療費が200円で済むという話はちょっと、そもそも性質が違うもののような気がするんですけども、その、どっちかだという話は余り整合性がないなという気がするんですけども、その辺についてはどういうことなんでしょうか。

教育長職務代理者 何か、そもそも論になってきましたね。

保健体育課長 基本的に学童災害のほう、いわゆる学校管理下外で起きた傷病に対しては、災害給付ではなくて見舞金です。子ども医療費助成制度のほうは、はっきり言って、医療費にかかったものを補助しましょうということ。ですので、全然性質は違います。

この辺についてのすみ分けは、担当課のほうとやっぱりこれからちょっと協議していかなければいけないことがありまして、例えば、お金の出どころで、二重ということはありませんけれども、保護者の心情として、子ども医療費助成制度を使って医療費を200円で済めば、その後見舞金まで申請することまでしてこないというのが、今の現状としてあります。ですので、今、市場委員おっしゃったように、この辺のすみ分けというのは、ちょっとまだまだ検討しなければいけないことかなと考えております。

以上でございます。

市場委員 制度としては、両方利用可能ということですか。

保健体育課長 制度としては、医療費は医療費で、見舞金は見舞金ということになると思います。

教育長職務代理者 これ以上続けると頭が混乱しそうです。

それは制度論ですので、全体を知らないとは簡単にはいじれません。したがって、そういう意見があつて、少し使い勝手のいいの悪いのがある、それはなぜだろうと、じゃ、どういふふうに今後改善していったらいいだろうかということは、それぞれの委員会、審議会で議論していただくということが一番いいと思います。

その後で、こういうことになりました、それで、給付金はどうです、あるいは見舞金はどうですというふうなご報告をいただくほうが、わかりやすいかもしれませんね。

制度そのものをここでいじるわけにはいかないと思います。

武田委員 すみませんでした。

教育長職務代理者 いや。そういうご意見があるということは、とってもいいことなんですよ。だけど、それを議論していただくのは、この場ではなさそうですね。

保健体育課長が疑問に思っているとおっしゃったところの疑問はそもそも論ですので、ちょっとお考えいただくということで、どうでしょう。

生涯学習部長、どうですか。それでよろしゅうございますか。

生涯学習部長 はい。

教育長職務代理者 簡単に結論を出させていただきます。

ご意見、もうよろしゅうございますか。

山田委員 要は、わかりやすく説明をしてくださいということですよ。わかりやすくするために、整合させる必要があればしていただいて、わかりやすく。何かどうもわかりにくいということがそもそもあるようで、わかるようにしておいていただきたいということです。

教育長職務代理者 学問的には、もっといろいろあると思います。

よろしゅうございますか。

それでは、議案第16号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第16号につきましては、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第17号

教育長職務代理者 最後に議案第17号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたしま

す。

ご説明願います。

保健体育課長 それでは、続きまして議案第17号「松戸市教育功労者の表彰について」、ご説明いたします。

今回、表彰は、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号に該当するものでございます。

対象となりますのは、資料の9ページ、推薦者名簿に記載の平成27年4月25日にご逝去された学校医の山野善啓先生1名でございます。

先生のご経歴等につきましては、10ページの推薦調書に記載のとおりでございます。

先生には、長い年月にわたりまして児童生徒の健康の保持、増進と学校保健の推進のためにご尽力をいただきました。このことに対しまして、感謝の意を表するためご案内申し上げます次第でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 この方は、ご逝去のために今回の表彰になったということですね。表彰規則の第4条に、その死亡の場合には、死亡の日前にさかのぼって表彰するということがあります。この場合に、表彰の年月日というのはどうなってくるのかなと思ったんです。

そして、それが、表彰月日が推薦調書の中には出てこないんですね。こういうことというのは、やはり不備なのではないかなと思ってしまいます。その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

保健体育課長補佐 表彰の日付は、平成27年4月24日を考えております。

松田委員 わかりました。

そのことが、この調書の中に全く出てこないというのは、しっくりこないところがあります。その辺どう考えていくのか、私たちの問題だろうと思いますが、もし事務局としてお考えがあれば、教えていただきたいなと思います。

それから、もう一点よろしいですか。

教育長職務代理者 はい、どうぞ願います。

松田委員 もう一点願います。

もちろん、次にうかがうことも規定の中に記念品のこと書いてありますが、記念品が先

ほどの教育功労者表彰には、学区審議会には記念品というものがありませんでした。今回は記念品があります。記念品の扱いについて何か明確な規定というもの、根拠基準というものがあるのかどうか教えていただきたいんですが。

保健体育課長補佐 委員ご質問の、先ほどの不備があるんじゃないかという話ですが、これについては、確かに明確なものがないものですから、これからちょっと考えて対応したいと思います。

それから、記念品についてですが、松戸市教育委員会表彰規則第3条のほうに、記念品をあわせて授与するということがありますので、これに従っているものです。

以上です。

教育長職務代理者 極めて簡単なお答弁ですが、松田委員、それでよろしいですか。

松田委員 いや、よくありません。

それは、第3条に書いてあるのでわかっているつもりです。

ただ、このように比較されてしまうと、なぜなんだろうという疑問がわきます。学務課の表彰は、記念品がなし、保健体育課ではありということではなく、その根拠となるところはきちんと明文化する必要があると思います。

教育長職務代理者 ちょっと難しいですね。

従来、表彰する場合は大体感謝状が中心でしたね。

松田委員 そうですね。

教育長職務代理者 今回、記念品があるから、さて、そのありとなしとの基準は何だろうということですね。

保健体育課長 申しわけありません。その基準については、ちょっと明確なお答えはできませんが、先ほど補佐からもありましたとおり、今回のことについては、表彰規則ということでのっとなってやるんですけれども、この前の学務課のほうについても、多分恐らくこの表彰規則からやっていると思うんで、そのちょっと、整合性じゃないですけれども、統一性というのは図っていかねばいけないと思いますので、ちょっと検討させていただいてもよろしいでしょうか。

こっちはありで、こっちはないというのは、やっぱりまずいかなというか、言われてみまして思いましたので。

以上でございます。

教育長職務代理者 つまり、表彰してもらうには、学務課から出してもらったほうがいいとい

うことになりかねないので、やっぱりそこは、保健体育課と一緒に、基準を合わせてほしいということですね。

でも、答えはわかりました。それぞれの課で出しているものだから、違ってくるということですよ。

教育長 保健体育課の表彰には、全部記念品があるというわけでもないです。

教育長職務代理者 ではない。で、今回はあった。

教育長 そうです。それぞれの表彰の内容のこれまでの慣例だと思うんですよ、種類によって。

ですから、その辺の区別を、1回全課で調べてみる必要があると思います。ということです。

教育長職務代理者 ということです。市場委員もそういう疑問でしたか。

市場委員 何か月前に学校医、同じようにやりましたよね。学校医で、今回退職される先生に対する感謝状。あのときは、多分記念品はなかったような気がするんですよ。

これ、山野先生、随分長いからかなと勝手に推測しましたけれども、期間の基準もないということであれば、確かに何でかなということになりますけれども。

学校教育部長 今、私もきちんとしたものがないんで、お答えのしようがないんですが、多分あると思うんです。確認はさせていただき、整合性を合わせてまいりたいと思います。

教育長職務代理者 お願いします。

松田委員 よろしくお願ひしたいと思います。私は、こういったものは、きちんと定めるほうがいいのか、定めないほうがいいのか、非常に微妙なところがあるのだらうと思っています。ですから、ないということであれば、ないでよろしいのかなと思います。しかし、ない場合でも、基準は必要で、内規という形で定めていくとか、方法はともかくそういうようなものなのではないかなと思っています。それも含めてご検討いただければと思います。

教育長職務代理者 というアドバイスをいただきました。

それでよろしゅうございますか。

山田委員 市場先生にちょっとお聞きしたいんですけども。

この山野先生が、経歴を拝見すると、同時に4校もしくは5校ぐらいの校医をされておられるということであつたり、エリア的には新松戸、小金方面が多いんですが、最初は、もしかしたら委員の場所があれだったのか、大橋小学校も1年間なさっていたりということで、本当にこれ、学校側が依頼するのか、保健体育課が依頼するかわかりませんが、結構お医者様の先生で4校、5校という先生は多いんでしょうか。

市場委員 眼科と耳鼻科の学校医については、眼科医と耳鼻科医の医師会員が少ないので、当

然たくさん持たなきゃ回らないんです。内科系については二、三校、四校持っている人は多分ほとんどいない、と思います。

医者の数が少ないということです。

教育長職務代理者 保健体育課長もそれをおっしゃりたかった。

保健体育課長 はい、同じです。

教育長職務代理者 ということだそうです。

そういうことも含めて、今回は記念品ありと。

山田委員 そういうこともあると思うんですね。

教育長職務代理者 ご理解ください。

松田委員がおっしゃるように、はっきり書いていい場合もあるけれども、書かないほうがいい場合もあるということは、そういう含みもありますね。難しいですね。

いずれにせよ、この際だからお聞きしました。この方についてどうのこうのというわけではないことを確認したいと思います。

それから、もう一つ、基準を考えておかなければいけないのは、亡くなられた方の扱いをどうするかですね。大体今までは、生前に教育功労賞という形で、ここでは感謝状を差し上げることをやってきました。亡くなられた場合というのはかなり少ないと思います。その場合は、遡及するという意味では、それしかないんですけれども、いつまでさかのぼるのかですね。直ちにさかのぼって、こういう委員会に出してくるのか、それとも、もう少し時間がたって、例えば半年前までさかのぼってこの人を表彰したほうがいい、と出して出てくるのか、亡くなられた方についてはどういう扱いをするのかがいいか、これも教育委員会としては煮詰めておいたほうがいいですね。そういうふうに思いました。

教育長職務代理者 議案第17号については、まだご意見を伺っている最中ですが、もうよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、議案第17号についての質疑を終結し採決いたします。

議案第17号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。今後とも考える余地があるということです。

本日の議題は以上となります。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より何かご報告ありますか。

特にございませんか。

それでは、委員の皆さん、何かご報告ありますか。

山田委員 先日のことでしょうか、研修のお話でよろしいですか。

教育長職務代理者 そうです。

山田委員 ペーパーを出させていただいたんですが、皆様のお手元に行ったのかしら。

教育長職務代理者 あります。来ています。

山田委員 ああ、そうなんですか。資料と一緒に来ましたか。

教育長職務代理者 はい。

山田委員 2日間にわたる研修のうち、一部について、半分についてということで、私のほうは主に報告書を出させていただきました。

新潟に赴いたわけですが、2日目が関東甲信越静地区という、かなり広い地域での研修会ということで、これ、総会がありましたので、そこで講義等もありました。あるいは、文科省の方のお話もありました。これについてはちょっと、あまり触れてはおりません。

1日目に新潟市の小学校を拝見いたしまして、新しくできた小学校であり、また新潟市の特色をかなり具体化して取り組んでおられるということで、かなり興味深い視察ができたものだと思います。

個人的な感想としては、今度新しく松戸に小学校ができますので、それにまた、あるいは、今後松戸市内の小学校が建物をまた更新したりするというようなこともありますので、そういった意味で、建物の使い方等については大変参考になったと思います。昔の概念でいう教室というものが、かなりファジーに人が動き回れるような状況、声も聞こえる状況で、幾つかの教室が、ほとんど廊下も教室も一体化しているというようなつくり方、これは、福井に視察に行ったときも、同じようなつくり方をしている学校が、今新しい校舎づくりでは大変多いということ、改めて感じさせていただいて、そのよし悪しも拝見しながら、非常に

参考になったなと思います。

また、特色を持った教育方針については、まだ取り組み途上というような感想も持ちましたが、詳細は報告書に書いてあるとおりで大変、やはり現地を見てみて、直接の感想を持たないといけないなというようなことを思った次第でございます。

簡単に、以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それについて委員の皆さん補足することはありますか。

よろしいですか。

それでは、もう一つのほう、松田委員、お願いします。

松田委員 それでは、その翌日なんですけれども、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の研修会に参加してまいりましたので、その報告をさせていただきます。まず文科省のほうから、新教育委員会制度における教育委員の役割というテーマでご説明をいただきました。

ここではやはり、市民の目で、考えていくきっかけにしてほしいというようなことが呼びかけられました。当然ながら、川崎の問題が出てきたわけなんですけれども、そこでどういうことが問題になったかということ、居所不明の子供たちが一体どれぐらいいるのかと、じゃ、松戸市ってどうなんだということ、あるいは戸籍のない子供たちというの、現状はどうなんだろう、そういったことが、川崎の問題と関連して市民の方々は当然にそういう目を持ってくるだろうと。それに対して、きちんと教育委員会として準備をしているのか、きちんとやらなければいけない一つだろうということがありました。

それから、第2点目に、教育委員会の本来の仕事というのが、地域の子供たちをどう育てるか、そういったことだろうということなので、その議論をやはり徹底して行っていくということ、基本に立ち返るということを、改めて考える必要があるのではないかというお話でした。

それから、3番目はちょっと飛ばしまして4番目ですけれども、教育委員というようなものの立場が、新制度になって改めて内部的に理解されているのかということ、立ち返る機会としてはどうかという提案がございました。私たちは、レクマンコントロールということで私たちの立ち位置ということが決まっているわけなんですけれども、しかし、内部的には教育委員会というのは上司に当たってくると。そのことをきちんとわきまえると同時に、事務局のほうにもその意識が徹底しているのだろうかということ。これは文科省の堀野さんの経験なんですけれども、私たちが要求する資料に対してそれはちょっと今、情報として途中な

なのでお教えすることはできないというふうに言われたということでした。これは順序が違うだろうということで非常に憤慨したという事例を話されていました。教育委員会の内部的に教育委員会の立ち位置というようなものがしっかりと把握されているかどうか、確認をしたかどうかという、大きな提案をいただきました。

あと、総合教育会議では、教育委員会側から提案することが重要ではないかと、こんな提案もありました。これは文科省の提案ですので、それをどうかみ砕いていくかということが、私たちの課題ではないかなと思いました。

それから、記念講演として、稲川館長から講演がありましたが、ざっとこういうような内容であったということで報告させていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

出席された委員の皆さんから、何か補足的にありますか。

山田委員 1点。総合教育会議の新潟市の教育長を訪問したときに、新潟市も既に総合教育会議を1回なさっているというようなお話で、松戸で第1回をやったときとやはり少し様相が違って、各地域に差があるということと、特に申し上げれば、新潟市のほうは、市長がとうとうと自分の方針を述べられるに終始して、委員からの意見はほとんどなかったというのが、非常に印象的というか、びっくりをしたということでありまして、向こうは向こうで、こちらはこちらで、どうつくっていくかというのが、今の松田先生の報告の中にもあったとおりに重要だなと思ったのも、非常に思いを強く持ったところです。

補足です。

教育長職務代理者 今回、2日間とも、事務局からも職員が随行員で来ていただきました。

事務局のお二人、何か感想はありますか。

教育企画課主幹 2日間とも随行させていただきました、ありがとうございます。

異動してきてまた日が浅いので、皆様方のように深いところまでの意見というのはないんですが、感想だけ述べさせていただきます。

まず、28日、新潟市の下山小学校を視察させていただきました。まず、課題を黒板に板書するというところが非常に印象的で、当然先生方は、授業の課題というのはそれぞれ授業するに当たって考えて授業をやられると思うんですが、それを実際に書いて生徒さんたちに示すということで、みんなが共有できますし、はっきりわかりますし、何かあった場合にそこに立ち戻ることができていいのかなと思いました。

小学校自体が改築して2年ということで非常に新しかったということもありますが、オープンの教室というんですか、片側の壁がない、廊下と仕切りがない教室ということで、個人的には、小学校は机とか授業中にながたがたと動かすので、そういったことがうるさくないのかなとはちょっと思いました。

2日目の総会は、記念講演会も含めまして長岡市で行われたんですが、長岡市は、ここ百何十年の間に北越の戊辰戦争ですとか、空襲ですとか、中越地震、大きく3回の危機に見舞われて、そこから復興をされたということが話されていました。そこには教育を大切にすることが大きくかかわっていたという感想を持ちました。

自分からは以上です。

教育企画課主査 教育企画課主査でございます。

視察お疲れさまでございました。

私は、1日目の新潟市内の小学校の視察で感じたことを、少しお話をさせていただきたいと思います。

授業を実際に参観して感じたことは、「子供たちがこれから受ける授業で自分が何を学ぶのかということを理解してから授業に入る」という、その様な姿勢で子どもたちが授業に臨んでいるため、集中力があるのかなと感じました。それと、自分が、授業に参加をしているという意識を持って授業に参加している、そういうことが、見て感じ取れました。

また、授業の初めに先生が、課題を提示して、その課題から、導入があつて、課題解決、最後にまとめがありましたので、子供たちにとって最初にこれから始まる授業で何をやるのか、最後に自分は何を授業で習ったのか、そこが整理しやすいのではないかなと思います。

それと、もう一つ感じたことは、今お話しした流れが、黒板に一連のストーリーとして描かれており、子どもたちにとっては、その黒板を板書する、ノートをとるという習慣につながっているのではないかなと感じました。子供たちのノートをちょっと拝見させていただいたときに、子供たちにとっては、後で見たときに理解ができるという「整理の仕方」も、併せて学んでいるのかなというところを感じました。

あと、もう一つは、私は教員ではございませんので、専門的なことはわかりませんが、そういったスタイルというのが、全教科で統一されているということは、子どもたちにとって良いことではないでしょうか。なぜかという、学校の教員の異動によって、「先生がかわると授業のスタイルが変わる。」、そういったことが起きないということで、子供たちも迷いが生じないのかなというところを感じたところでございます。

私からは以上でございます。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございました。

教育長、何かありますか。

教育長 皆さんはもういいんですか。

教育長職務代理者 委員の皆さん、最初に市場委員からお願いします。

市場委員 僕は、実質的には2日目からになりましたけれども、文科省の方の話で、教育委員会会議の議案の設定ということから、もう一回再検討が必要なところはあるんじゃないかというようなお話があって、確かにそれはそうなのかもしれないなということを思ったということが、1点ですかね。

あとは、さっき松田先生もおっしゃいましたけれども、教育委員会会議と事務局との関係というのは、その関係がやっぱりきちんと、緊張感を持ってやっていかなきゃいけないんだなということを、改めて思いました。

以上です。

武田委員 視察はすごくおもしろかったというか、教室の形態もやっぱり衝撃的だったんですけれども、その形態について校長先生とちょっとお話しさせていただいて、集中力はどうなんでしょうかという話をちょっとお聞きしたら、子供のほうからは存外に問題はなく、何ていうか、反対意見はなくて、どちらかというと、教員からのほうが授業がやりづらいという意見が多いというふうにおっしゃっていたんですね。中でもやっぱり、教員でも年齢層の高い教員から、やはりやりづらいという意見が多い。

ただ、私もああいう形態で本当に授業をやっているのを見たことがなかったので、非常に音の点で、やはり気にならないと言ったらうそになるというふうに感じました。松戸市内ではああいうスタイルの小学校は恐らくまだないと思います。見に行かせていただいた課題とまとめというのとは別に、授業に対する集中力という意味で、すごくこれ、検討する余地があるなというふうに思いました。不思議とその環境で譲り合うんだというふうに、下山小学校の校長先生がおっしゃっていたのが、すごく不思議な現象の様に感じたというのが、まずもって印象に残ったんですね。

それと、生徒が参加しているという姿勢というのを、この課題とまとめで成り立っていると、今主査さんと主幹さんがおっしゃっていたとおり、すごく私もそれは感じたんですけれども、ただ、内容については、これからどンドンどンドン鍛えられていくと、もっとよりいいものになるのかなと思いました。先生方が異動したときのことまで考えなかったんですけ

れども、ああ、なるほど、そういう意思疎通というのを県全体とか市、県じゃないですね、市全体で持っているというのは、方向性が1つになっているというのはすごくいいことだなというふうに、私も感じました。

教育長 こうやって6人全員で、まずはいろんな議論をしながら時間がたくさん持てたということに対しては、本当にうれしく思いますし、今後もそういう機会をできるだけ多く持ちたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

「新潟いいな」って私もすぐ同意したのは、去年福井に行かせていただいて、福井も確かにいろんな参考になったんですが、新潟という、同じ北陸でも都市化された部分で、この東京圏にある松戸との共通点が幾つかあるなというふうに思いました。そういう視点で、あの学校も見させてもらって、市教委とのいろんな話の中にも参考にするというか、そういうところがあつたので、すごくいい時間だったなというふうに思います。

2つ目には、そういうところに行ったときに、いろんな新しいシステム、ハードにしてもソフトにしても、いろんな新しいというかキーワードになるようなものの確認を、意識して私はするようにしているんですけども、例えば、今話題になったオープンルームのような、それは、別に松戸でも何か所かあります。でも、今機能しているかという、特定の場合にしか機能しないという。例えば、何か学年で小さい行事を行うとか、あるいは、オープンでも構わない授業をするときとか。

やっぱりオープンで授業をするというのは、教員にとってはハードルがあります、子供たちも「気にならない」というのは2種類あって、集中して「気にならない」こと、気にならないくらいの「気にならない」で、反応はだから2つなんですよね。必ずしもほとんどの子供が気にならないからといって、それが、大人の信用する「気にならない」なのかというのは、それは、よく調べてみないとわからない。ああいうシステムをとったから学力がきちんと上がるというのであれば、でも、そういうのはないですから、そういう結果の検証というのは必要です。

授業をするほうとしては、難しいと思います。ある程度、力のある教員じゃないと子どもたちを掌握はできないし、集中力を維持させるという、ノウハウをちゃんと持っている教員じゃないとできないと思うので、必ずしも印象のいいシステムが効果の上がるシステムになっているかというのは疑問があります。小中一貫もそうです。案の定、小中一貫についてはまだ途上だというふうな、だと、私は、ああ、そうなんだなと改めて思いました。いろんな、今国にしてもキーワードとして出しているものがたくさんありますけれども、そういうもの

というのは、私や部長や課長、市教委としてはある程度経験している者が、キーワードの一個一個を、本当にそうなのかという実態をきちんと見据えながら進めていかなきゃいけないんだなというのは改めて、行って見て、また感じました。

3つ目に、2日目の話なんですけれども、国としては、残念ながら8分の1というか、十六、七%の自治体しか新しいシステムには移行しなかったという表現をしていましたけれども、私は、松戸市が新しいシステムに移行してよかったなというふうに、改めて思っています。その一番の理由は、今回のように教育委員の皆さんが、改めて松戸市の教育についてもっと深くといえますか、しっかり見ていただくチャンスになったのかなと思います。例えば、総合教育会議においても、本当は、やっぱり市長さんを交えて7人で議論するためには、もっともっと実態を知ってもらう必要がありますし、新しいシステムの中で、いろんな議論してもらうことによって、最終的には子供たちのためになるかなというふうに思いました。

帰りの、帰りというのは2日目ですか、もっと学校を見たいねというふうなご意見をいただいた委員さんもいらっしゃったので、来週から学校訪問が、実は始まる予定なんです。私は、きょう午前中は教育事務所の所長訪問と同行したので、久しぶりに学校の授業を見てきました。さっき話題になった学習課題を書いて授業を組み立てるというシステムは、これは、どこも共通なので、小金小でも、若い教員もベテランの教員も大体同じシステムで学習課題から入ってという授業はしていました。

でも、そういう実態を、やっぱりきちっと、松戸市内の小中学校の様子、市立高校の様子というのものも、できるだけ教育委員の皆さんにはごらんいただいて、子供たちの様子、教員の様子というのを見ていただいた上で、また議論をする必要があります必要になっていくのかなというふうに思いますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

最後になりますけれども、今回新潟市と長岡市で研修をやってきました。

事務局の準備が非常によかったんです。したがって、特に新潟市での視察は、本当にいろいろやりとりしていただいたおかげで、事前に勉強していたこともあって、比較的いい研修ができたなと思っています。そういう意味では、事務局ありがとうございました。

新潟市での視察で、僕が一番大事にしたのは、課題とまとめなんです。そのシステム、やり方はともかく、最終的に子供たちにとって一番大事なのは、自分の頭で考えることなんです。自分の頭で考えて、価値判断していくという、このプロセスをどのように行うか、そ

それが日本の教育で一番大事な点だと思っています。従来の教育は、教えるということを中心にしてやってきたわけです。それを、今後は、子供たちに考えさせるという教育方法、あるいは、そういうやり方にしていこうというふうになると思います。

今度、公職選挙法を改正して18歳から選挙権を与えるということは、とても重要なことです。いい、悪いじゃなくて、重要なことは、そのために、小学生、中学生あたりから、自分で考えるという練習を徹底しないと危ない。ということは、価値判断をするということなんです。価値判断をするということは、いい、悪いをはっきりと自分で決められるということなんですよね。それが高度になると思想等の価値判断になるんですけども、そういう教育を小学校、中学校でどうできるか、これは家庭教育とも関連します。そういう意味で、小学校のあの課題とまとめのプロセスが、どう子供たちに生かされるのかなということに、一番関心があったんですね。その一端を見ることができました。

それから、長岡での文科省の行政説明は、ちょっと脅しもあったんですね。教育委員会、こんなざまでは、いつかまた教育委員会廃止論が出てくるぞ、おまえたちしっかりしろということをお願いしたいんでしょう。じゃ、文科省もしっかりしろよと、本当は言いたいですね。政治の力で教育をあれこれ言われたら困るんです。どうも今は、その傾向にあります。そうじゃなくて、教育委員会をどうするかというのは制度論として決めたんだから、文科省はそれをどうよくするかを、しっかり考えなければいけない。ただ、現実には、教育委員会が少し形骸化しているという批判があるから、それぞれの教育委員会自身がしっかりしてくださいということでしょう。それは、我々も反省しなければいけない。じゃ、どうするか。松戸市はどうするかです。

そういう意味で、教育委員自身が、ほかの町へ行って、教育委員会のあり方、学校教育のあり方、それらを研修して、それらを松戸市にフィードバックするといいますか、還元するような、我々自身の勉強をやっていかなければいけない。その上でそれがうまく反映されればいいなと思っています。それが、今度の新しい総合教育会議だと思いますので、できれば、これからの教育委員の研修会には、市長も同行してもらって、市長にも学校を見てほしい。

その必要性は感じます。

そうすることで、松戸市全体、オール松戸でもって、教育を考えよう、子供の育成を議論しよう、生涯学習をこうしようという見方が出てくるんじゃないかなと思っています。

次回は、市長にもぜひ日程をあけてもらって、来ていただけたらいいなと願っています。

こういう報告を、こういう会議の場で、事務局の皆さんや、あるいは行けなかった方にも

ご報告できるのを、我々はうれしく思っています。一番聞いてほしいのは、市長ですね。そういう意味では、総合教育会議でできるだけ我々の知見を生かして議論していきたいと思っています。

そんなわけで、今回はどうもありがとうございました。

長くなりましたが、これで議事進行を教育長にお返しします。

教育長 いつもながら、議事進行ありがとうございました。

では、何もないようなので、次回の教育委員会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 次回の教育委員会議の日程でございますが、27年7月定例会となります。7月2日木曜日午後3時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 それでは確認をします。

次回教育委員会議は、平成27年7月2日木曜日の午後3時から、ここ、5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成27年6月定例教育委員会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時24分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員